

追々心算等従業員に存在に関了了知大存心保茲に再
 以嘆願係項を呈出すに於て有り宜敷慎重有し御賢察
 を望ん心止す為次第心算

嘆願係項

一、年功手遣支給ノ件

交通労働者心算等には前圖に示す補給し如く労働
 條件の特異を關係が有し事は今書中上訴す可也
 且多可也
 斯く見地から再此之が嘆願に及可有し次第心算
 亦充分審議也本至一之が実施を施せられ
 人事を特に切望す此の心算なり

月手当	2	3	4	5	6	7	8	9	10
人員	49	39	22	8	8	3	1	0	1
支給年	3	4	5	6	7	8	9	10	11

一、退職手當改正ノ件

十二月八日嘆願せし退職手當の支給方法に就ては
 弊等が望む迄よりも誠意ある支給方法の制定心算
 することば感謝の外ありせし

然し誠意を以てすも退職手當支給方式の本来に
 於て若くし之を相違あるを遺憾に思ふものあり
 加致に入社後十年以内の者には左の方法により改